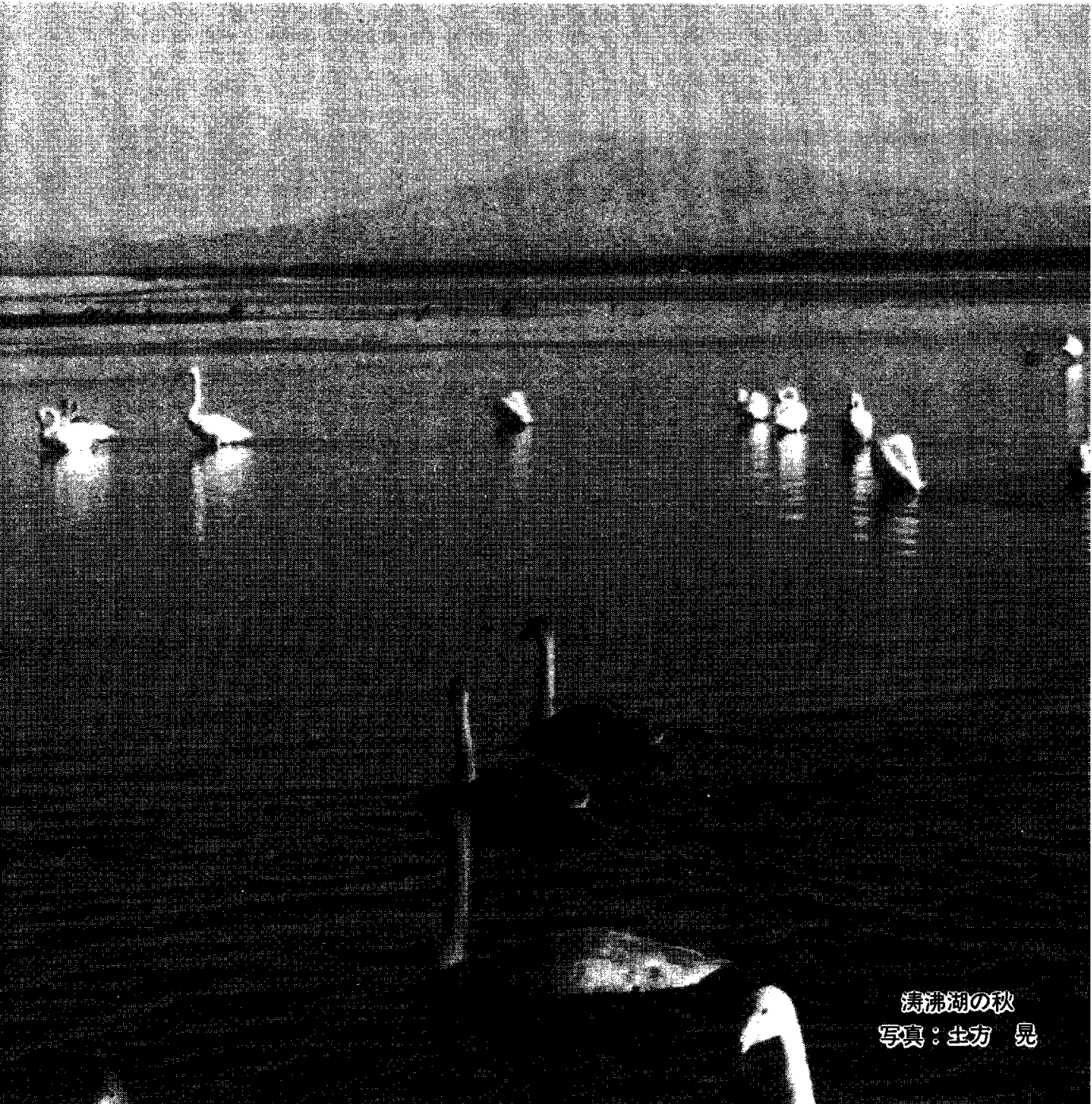


北海道自然保護協会会報
Nature Conservation Society of Hokkaido

1992年10月号

No. 80

NCS HOKKAIDO



湧沸湖の秋

写真：生方 晃

嵯山の植物が危い

—野生植物の保護と国有林・道有林の役割—

佐藤 謙

はじめに

六月十一日植物写真家の梅沢俊氏から「飯が喉に通らない」との電話が入った。前日十日に嵯山（きりぎしやま・上芦別営林署管内）に登ったところ、キリギシソウの多量の盗掘跡があり、それは降雨激しいその前日のものと思われるという。そして山草愛好家の間では昨秋から今年にかけてヒダカソウといって、近縁ではあるがそれと明らかに異なるキリギシソウが販売取引されているという。

梅沢氏はこの状況を早速新聞社に伝え、毎日新聞六月十二日朝刊と北海道タイムス六月十三日朝刊で報道されたところである。折しも生物多様性条約が話題になっていく時期に、国際的に非常に恥ずかしい状況が身近に生じたのである。（以下省略）

嵯山の植物相の特徴と価値
 省略（本紙九頁「嵯山の貴重植物の盗掘問題に関する意見書」をお読み下さい。）

嵯山における植物相の荒廃と林道の延長

嵯山は自然公園法による富良野芦別道立自然公園（特別地域）に含まれ、森林法による高山植物保護林に

指定されている。したがって、本来法律的には高山植物等の採取はできないはずである。しかし、上記の希少植物はプロの山草盗掘者による大量盗掘と少量でも積み重ねられて大きな影響を与える登山者による盗掘が続き、個体数を激減させた種が多い現状である。特にラン科植物、オオヒラウスユキソウ、ミヤマビヤクシン（シンバク）の減少が著しく、この二年で元来個体数が少なかったキリギシソウが絶滅に瀕している。このままではすぐにも嵯山の植物相の特徴となる植物が失われてしまう危険性が非常に高い。

このような植物相の荒廃に嵯山へのアプローチの変化、すなわち林道の延長が関係すると思われる。嵯山の植物研究が初めて行われた一九六九—一九七〇年には一般的な登山路がなく、山頂に達するには札幌から二日を要した。その際のルートは、札幌から上芦別経由、芦別川支流サキペンベツ沢に入った林道終点で一泊、翌日から沢登りとなり、同沢を登りつめて支尾根を乗り越えたのち芦別川上流物芦別川最上流を遡って山頂に至るものであった。

八十年代になると物芦別川側の森林伐採と林道延長が著しくなり、嵯山へのアプローチが容易になった。

それは同時に札幌からの嵯山登山を上芦別に立ち寄らない三笠経由のアプローチを極端に便利にしてしまった。しかし、当初は入林認可と林道の鍵借用のために上芦別営林署に立ち寄ることになり、しかもまだ沢登りが必要で山頂まで一泊二日を要した。

八十年代後半に起こった登山ブームは、同営林署に林道施錠を止めさせ、林道人口で入林・登山届を書かせるだけの不十分な管理にさせてしまった。登山案内板が設置され、年々延長される林道が自由になり、札幌からの登山が三笠経由で日帰り可能になった。アプローチが容易になるにつれて多くの登山者が入り、沢沿いそして希少植物が咲く石灰岩崩壊地にしっかりとした踏み分け登山路ができてしまった。今や嵯山は多くの



登山者に人気ある容易に登れる山に
なった。

以上のように蛭山でアブローチが
容易になったことは、顕著な盗掘と
明らかに対応している。

野生植物の不十分な保護

もちろん蛭山の植物相荒廃の直接
的原因は盗掘である。同時にそれを
止めさせることができない法律的な
欠陥が問題視される。

先にあげた北海道の植物相を代表
する大雪山とアポイ岳の核心部は文
化財保護法により国の特別天然記念
物に指定され、それぞれ自然公園法
による国立公園と国定公園（ともに
特別保護地区と特別地域）にも含ま
れている。礼文島西海岸は国立公園
そして一部が道の天然記念物に指定
され、大平山は自然環境保全法によ
り自然環境保全地域に指定されてい
る。蛭山と同じ富良野芦別道立自然
公園（特別地域）にある夕張岳は目
下、国の天然記念物指定に向けた動
きが活発である。これらと比較して
蛭山は単に道立自然公園（特別地域）
に指定されているだけであり、法律
的には下位にランクづけられてい
る。

これらの保護地域指定は植物相の
価値からは平等といえず、地元住民

の生活に関わった意識に大きく左右
される。ただし、法律的なランクに
違いがあろうとも、これらの保護地
域指定は本来すべて植物相を守るは
ずである。

しかし、野生植物の保護に関わる
現存の法律は、十分な管理を行う人
的、資金的、土地的、そして罰則上
の裏付けがないままにあり、尻抜け
の状態またはザル法と呼ばれる。国
の特別天然記念物に指定された地域
のヒダカソウでさえ無法な全国的販
売ルートに乗っており、最もランク
が上位にある大雪山でさえも盗掘を
完全に排除できないのである。まし
て法律的な後発地域？にある蛭山で
はつい三年前に分類学的に確定され
たキリギソウがもはや短期間の盗
掘によって絶滅の危機にさらされた
のは不思議でないかもしれない。ま
してリゾート法以来、
特に自然公園法では、
保護よりも利用が重
視されだしてきたの
である。

蛭山では大変な登
山を強いられた七十
年代前半でもプロの
盗掘者がいたと聞
く。日本の希少植物
は、現在盗品が公然

と販売される流通ルートがあり、そ
の需要と供給の多量化と急速化によ
って、真の生育地での絶滅化が著し
いのである。

近年、野生植物の保護について全
国規模や道レベルで情報収集と今後
の方策が検討されている。一九八九
年の「我が国における保護上重要な
植物種の現状」、いわゆるレッドデー
タブック（RDB）では、全国の絶
滅危惧種などがリストアップされる
とともに、野生植物保護のための法
律制定（採集や売買の禁止、罰則の
制定）、調査研究の促進、研究結果の
公表に関する留意点、保護世論の喚
起などについてまとめられている。
岩槻（1990）はその一般向け解説書
として『日本絶滅危惧種』を著して
いる。他方、北海道では一九九〇年
『高山植物等生育実態調査報告書』

の中に道内の保護すべき植物につい
て自生地の実態、その環境、流通ル
ートなどがまとめられている。

RDBに関して筆者は情報を提供
する協力者になったが、そのまとめ
られた内容には賛同できないところ
があった。また、北海道でのまとめ
でも同じ点が気になっていた。それ
は、前者で野生植物の栽培・販売事
業を奨励すること（育成して販売す
るルートを拡大し、販売価格を下げ
ること）が保護につながるとした内
容と、後者でそれを受けて栽培に適
する高山植物を、希少植物を多く含
んでリストアップしている内容であ
り、山草栽培を擁護するからである。

既に大場（1992）はRDBのこの
内容に反対して「人の植物栽培権は
無制限に認められるべきでない、
……植物の種類はそれが生えている
環境の中で保護するのが大原則であ
る」と主張している。筆者は原則と
して栽培まで禁止する大場氏の考え
に賛同する。

ところで、これらの報告書に取り
上げられてきた蛭山の植物は、保護
対策が不十分な段階での一般への情
報公開が慎重にされていた。しかし、
一旦公けにされた今、希少植物に対
する何等かの対策をすぐに講じなけ
れば盗掘が助長される可能性が大き



い。今残された個体群を存続させることが急務である。希少植物が植物園だけに緊急避難させられ、そこで繁殖が試みられる段階は、野生での絶滅であり、その後の絶滅に結果する例が多い。そうならないことを切に願うものである。

植物の多様性の保護と国有林・道有林の役割

野生植物の保護に関わり指定された地域は、希少植物を含む多様な植物が生育し、多様性が保護される地域であり、一方でほとんどが林業用の土地、すなわち国有林または道有林と重なっている。そのうち、林業の対象になりにくい森林以外の特色ある草原や高山植生などは森林法でも保護林指定などにより厚く保護されているけれども、土地所有の上で植物の多様性の保護のための専用の土地がないのである。よって、現存の法律のままでその効果を上げるには、土地所有者の理解と協力が必要である。

有用材と雑木、作物と雑草などに区分されるように、長い人類の歴史の中で植物に対する価値判断が作り上げられ、有用な植物だけが林業、農業などの産業に利用されてきた。しかしながら、いまや、かつての価

値判断が否定され、あらゆる生物の種類（遺伝子給源）が有用な資源と考えられる時代になった。よって生物多様性の保護が世界的に叫ばれている。今までの林業は、特定の植物（樹種）だけを対象にしてきたが、今後は多様な植物をすべて保護した上で利用を考えるべきであろう。低調な日本の林業であるが、実は国有林・道有林は大変な植物的資源を自ら所有しているのである。

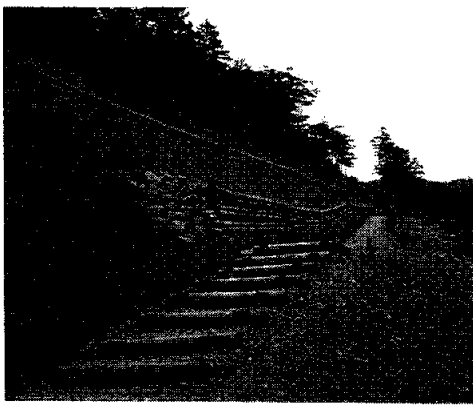
ところが、野生植物の保護や植物の多様性の保護について、国有林・道有林は余りにも認識が低いように思われる。特にリゾート法とそれに応じた森林特措法案以来、北海道各地で雑な開発、土地の貸与などが行われ、森林の多目的利用の名の下に大面積にわたって大切な資源を失っている。同時に自然公園法でも保護より利用が重視されだしている。日本の野生植物を脅かしている原因として、今まで述べた山草盗掘者による特定植物の選択的な盗掘とともに、開発による環境変化が指摘されている（例えば大場 1992）。

国有林・道有林における「開発」では、まず、道路、スキー場などが道路密度、短絡する直線の道路など一つだけの尺度を無理強いして、野生植物保護に関して貴重な地域をわ

ざわざ壊そうとする。この例には上士幌などの山岳道路問題が挙げられる。貴重な地域には入り込まないような基本的考えが必要である。

第二に、林道と作業道は、「自然に親しませる」目的で岨山のように貴重な地域にまで無制限に開放するのはいかかなものか。特に伐採の必要がなくなった時、林道の閉鎖や作業道の復元が必要な地域が少なからずある。乗用車でなく徒歩での開放もあるはずである。

第三に、近年の登山ブームに合わせて登山路を開設する山岳が増加している。貴重な植物のために開設しない方がよい山岳がある。最近、アポイ岳の中腹に林道並みの歩道がで



アポイ岳の新登山道

きあがった。すでにある登山路の外に何故その歩道が必要であったのか、余りにも不透明である。国指定特別天然記念物であるアポイ岳の貴重な地域外であろうとも、その緩衝地域として重要であり、しかもキタゴヨウ、アカエゾマツなどからなる貴重な森林植生があるにも関わらずに開設されたのである。大雪山の天女ヶ原湿原や天人峽南方の第一花園などの湿原では、登山路に沿って側溝が掘られたために乾燥化してササが侵入した。雨龍沼湿原では踏みつけ防止のための木道設置が杭で固定する方式であったため乾燥化していたのに、最近さらに同じ方式で大きな木道を設置しはじめている。湿原内の木道は、場所によって単に梯子状のものを敷く方がよい。

さらに、森林と付き合う基本的考え方、自生種を取り除いて外来種を植えるというような、都市公園的発想が強い。「道民の森」では、非自生植物を植えた植物園が象徴的である。植物の多様性の保護には、人間ではなく自然の仕組みに基づいた利用の仕方が望まれるのである。

以上の問題には環境庁や道自然保護課の扱う部分が多くあるけれども、国有林・道有林では営林署・林務署ごとに植物相が把握され、それ

ぞれすべての植物種を失われないような生育地の保護管理が望まれる。国有林・道有林の方々には今まで役にたたないと考えていた植物をすべて平等に生存させるといふ価値観を持って、特に希少な植物とその生育地に対しては緻密な対応をして頂きたいと考える。

おわりに

野生植物の保護が根本的に実効性をもつには、二十年以上も前に制定されたドイツの国土保全法のように、諸官庁の諸法規を総括する基本法が必要といわれる(大場1992)。日本の現状では、その実現がある前に絶滅する植物が多大であるように予測される。今は、いろいろな立場に分かれていても、多くの人々が野生植物保護に関する共通認識を持つこととそれに基づく個別の努力が必要で、余りにも困難な時代である。その中で、国有林・道有林の方々はその努力が最も報われやすいと思われるのである。

(北海学園大学教授・協会理事)

この文章は『北方林業1992Vol.44 No.8』に掲載されたものです。なお編集者の責任で一部省略しました。

協会理事が各種審議会委員

を兼ねる場合の心得

— 理事会 —

会員の方から、「当協会の理事が道や国の自然保護関係審議会委員を兼ねている場合があるが、協会の活動方針と審議会委員としての言動に矛盾をきたすことはないのか」という趣旨の質問がありました。この問題については理事会でも何回か話題になっておりますが、八月二十二日の理事会で、次のように再確認されましたのでお知らせいたします。

方針が食い違う場合があってもやむをえない。

② 理事である委員は、協会の方針と審議会の結論がなるべく一致するよう努力すべきである。

③ 協会の方針を審議会に理解してもらうためには、協会理事や委員が審議会委員に就任することは、むしろ望ましい。

④ 協会の活動に関係のある案件が審議会で審議された場合、理事である委員は議事内容を理事会(または拡大常務理事会)で報告する。

⑤ 審議会の審議内容は公開されることが望ましい。しかし現状では諸般の理由により非公開の審議会もあるため、改善にむけて努力する。

二、協会理事が個人として審議会委員になる場合

審議会内部における委員の言動

を協会が拘束することはできないが、理事である委員は、自然保護の観点から自己矛盾を起こさないように行動すべきは当然である。

三、協会理事が協会代表として審議会委員になる場合

① 協会活動と関係の深い案件が審議会で審議される場合、協会代表の委員は協会の方針に即して活動するのが当然である。

② 審議会の案件があらかじめわかり協会理事会にはかる時間的余裕のある場合は、理事会での検討をへて審議会に臨むべきである。

③ 現状では前記②の時間的余裕のない審議会もあるので、事前検討が可能となるよう、関係審議会の事務局に対して案件資料をあらかじめ送付するよう求める。

「千歳川放水路計画に 反対するアピール」について

熊木 大仁 (常務理事)

七月十一日、新得町公民館中ホールにて開催された「リゾートを考える全道交流集会」において、協会から標記アピールを提案し採択された。

これは、千歳川放水路計画についての情勢が、道や連合北海道などが

千歳川放水路計画に反対するアピール

いま、全国各地の河川で、大規模土木工事による治水が行われていますが、これによってもたらされる自然破壊は、本道においても例外ではなく、その一つが千歳川放水路計画です。

この計画は、日本野鳥の会のバードサンクチュアリや、ラムサール条約の登録指定地を含む美々川・ウトナイ湖流域の、貴重な原生的自然景観と、その生態系に重大な影響をもたらすばかりでなく、農地が奪われ、また、気象の変化等による農業被害、大量の淡水や汚濁水の放流による漁業被害をも生じせしめ、石狩川のサケ・マス漁に致命的打撃を与える恐れもあります。

石狩川や千歳川は、開発局の説

らの見解が発表されたことにより急となってきたことで、全道から集まる自然保護団体等に千歳川放水路計画問題をアピールするとともに、反対運動に協力いただくことを目的とするものである。

協会の今後の取り組みとしては、

明によるところの「特殊な地理的条件」を備えているとはいえず、全国各地の沖積平野に、普通に見られる川です。したがって、通常行われている自己流域内での治水対策は可能であり、また、千歳川放水路計画の膨大な費用をその対策に投ずるならば、相当の効果を上げることができません。

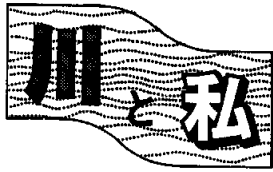
千歳川流域の市町村では、大いなる自助努力の余地があり、それは、周辺のゴルフ場等の森林開発・水田から畑への転作・居住地域の設定、などに対する土地利用の改善です。また「毎年のように発生する」という水害は、排水機場の設備・運用に問題があり、これも改善の余地があります。

道は、開発局に対して、各方面

日本自然保護協会の協力を求める、道開発局提案の協議会の構成問題への取り組み、道へ「自然環境保全地域」に指定するよう要望書を出す、などを予定している。

からの疑問や不安の解消、石狩川流域での可能な限りの治水対策、最新の河川工学技術の活用によってさらに慎重に計画を検討、当面の治水対策として遊水池の設置や内水排除施設の整備、などを要望、さらに、優れた自然環境の維持・その自然環境の保全、農漁業への十分な影響評価と関係者の同意、などの条件を付けています。

私たちは、九三年六月に釧路で開催されるラムサール条約国際会議にむけて、また、国際渡り鳥保護条約の遵守といった国際信義上の義務から、できるだけ早く、美々川・ウトナイ湖流域が、道の「自然環境保全地域」に指定されることを希望し、また、石狩川治水対策の抜本的見直しと、千歳川放水路計画の中止を願ひ、ここにアピールするものであります。



西別川流域の問題と自然環境保全

竹中 健 (北海道大学環境科学研究科)

西別川は北海道東部、根釧原野を流れる二級河川です。摩周湖の地下水とも言われる豊富な湧水を水源とし、摩周火山灰に厚く覆われた台地を非常に細かく蛇行しながら流れていきます。そして、一部の河川改修区間を除いて流路の大半は自然の状態に残されています。流域には絶滅が心配される野生生物(シマフクロウ、クマガエラ、タンチョウ等)がわずかながら生息、繁殖を行っています。また西別川は鮭鱒資源河川として漁業的にも重要な位置を占めています。一方、この地域はパイロットファーム、新酪事業が行われた日本有数の酪農地帯です。つまりこの地域は、漁業と酪農の二本の基幹産業に大きく依存しているのです。しかし、一見豊かな自然が残っているこの地域にも、後に述べる様な大きな問題を抱えています。

さて、近年盛んな自然環境フォーラム(水辺環境フォーラム、湿地フォーラム等)では、ある地域の自然環境を保全するためには、その地域が含まれる流域全体を保全する必要があります、ということが強調されます。同時に、自然と人間の関係が表す、その「地域の姿」(専門用語で景観、ランドシャフト等といいます)についても深く考察する必要があります、ということ

も指摘されています。この観点に立って西別川に生ずる問題と、その自然環境の保全を考えてみましょう。

西別川流域に生ずる一般的な問題としては、河川水質の悪化、野生生物の生息環境の悪化が挙げられます。西別川の上流部は豊富な湧水のおかげで非常にきれいな水なのですが、流下にしたがって水質は悪化しています。これは酪農施設や農地からの土砂や富栄養化物質の流入が主たる原因とされています。また、大規模な農地開発によって河畔林が減少し、河川汚濁による魚類の減少に加えて、野生生物の生息環境は非常に厳しいものとなっています。つまり、この流域の自然環境の悪化には農業環境が大きく影響していることがわかります。そして、この地域で生態系の保全を考えるには、農業環境の問題は切っても切れないことを示しています。

問題も原因もはっきりしているのであるから、基本的には現状の農業環境の改善、水質の改善、河畔林の造成を行えば良いのです。しかし、この段階で、各種補助対象事業による制約、土地の補償、大規模酪農化の推進等のさまざまな問題が行く手を阻んでしまうのです。つまりは、問題解決のためのシステム作りがで

きていないのです。

今年度から、北海道の「魚を育む森づくり」事業が西別川でスタートしました。これは河川沿いに河畔林を再造成するという、非常に喜ぶべき事業ではありますが、土地の補償などシステム面での問題がクリアーされておらず、先行きが不安です。

地域環境の保全を目指すためには、やはり、市民、行政、研究者による地域の現状認識、そして将来のビジョンの話し合い、という段階を必ず踏むべきであると考えます。その上で事業を導入するべきです。地域の共通認識さえあれば、必ずしも大きな事業という必要はないし、種々の法律による規制もクリアーすることが可能です。特に法律面の規制については、各省庁の横の連携プレーが必要不可欠でしょう。環境保全事業を機会に、行政の現行システムからの脱皮を期待したいものです。

市民レベルでは西別川流域の自然や人の環境保全を積極的に考える団体や個人も増えています。主なものは、バラサンの会、虹別連合町内会です。別海漁協も、サケマス資源に依存している関係上西別川の保全に関心を持ち、十年以上も前から西別川の水質検査を行っています。しか

し、後に述べる「西別川取水問題」に関して、なぜか態度を保留しています。ともあれ、このほかにも色々な団体や個人が、河川環境の保全に関心を寄せています。この動きを、なんとか流域全体の自然環境と人間の保全に結び付けていきたいと考えています。

さて、せっかくこのような動きが出てきたところに降って湧いたのが、北海道開発局による「西別川取水計画」であります。豊富な西別川の湧水を、パイプラインを使って遙か釧路町まで持って行くという計画であります。この計画は千歳川放水路に優るとも劣らない「造る側の論理」のみで考えられたものです。事業に関する数々の問題点を列挙すると、きりが無いのと論的がぼけてしまふので、詳しいことはこの取水に当初から反対している、「バラサンの会（高橋昭夫・岡井健 01537-5-6616）」にお問い合わせて下さい。

取水に関して、西別川流域の河川環境保全を研究している立場から言いますと、まず、現状に対する認識が不十分であることが挙げられます。西別川の中流以下の汚染は今でさえ問題にされているのに、上流部のきれいな水を持っていかれると希

釈効果が減り、汚染が増加します。また、水を持って行くということは、西別川の汚染について釧路町も責任を負うことになります。つまり、河川水質の保全に関して問題をより複雑にしていまいます。やはり流域単位での考えをべきでしょう。

しかし、何よりも関係局のビジョンのなさが一番の問題でしょう。世界的に環境保全型開発が目ざされ、開発局自身も「自然に優しい……」を打ち出している中でこの計画です。西別川の諸問題の原因は農業問題が大きなものですが、その一翼を担ってきたのが開発局です。これから開発局のやるべき仕事は、問題の解決であって、問題の助長であってはならないと思います。関係者の努力を期待します。

西別川のような身近な自然を守ることは、ある面では知床や大雪の自然を守るより難しいところがあります。それは、そこに人が住んでいるからです。けれども夕暮れにふと気が付くとシマフクロウの声が聞こえてくる、そういう生活は人間の努力によって可能なのです。

(札幌市在住)

自然事典 31 多様性

英語の Diversity がそのまま用いられることもある。

生物の種(しゅ)や種群は分化し、その結果さまざまなタイプが生まれる。これは種の多様性とよばれるものだが、生物の生息あるいは生育する立地についても多様性とそのままレベルが存在する。

生物はそれぞれに固有の、あるいはそれぞれに必要なかつ適当な生育条件を持つ。さまざまな条件が備えられればそこに生息できる生物の種の数は多くなる可能性が高まるわけだ。

実際にはこれにスペースの問題が絡むから、一定の範囲での生物の種の増加はもちろん限界があり、立地条件の多様化に必ずしも比例的ではない。しかし、理論的には単純な立地よりも複雑な立地環境の存在するほうが種類が増加すること

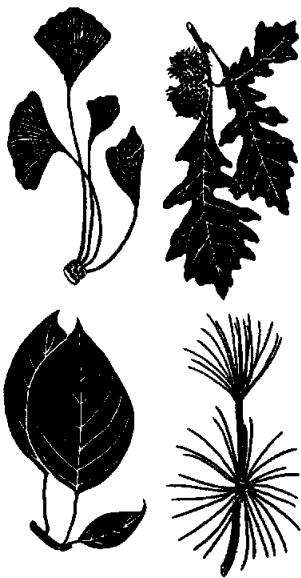
多様性

が期待できる。

人間の生活空間としても生物的多様性の高いことが望ましい。鳥類としてはカラスとスズメしか見られないように、都市の生物相は著しく単純化される。珍しい生物は必ずしもいなくても、さまざまな種類の生物が生存できる空間があることが望ましい。

今までは概して稀少性が高く評価され勝ちであった。稀少な生物はもちろん大切になければならないが、ポピュラーな種類が低く評価されてはならない。

普遍的で、どこにも見られた生物がその生息空間を狭められたり失ったりすることは、かなり重大な問題であることが認識されなければならない。種と、生態的多様性が維持されることが必要である。



協会事務所のペランダに鳩が巢を作っていることはNC七五号に掲載しましたが、先日この「ペランダ」をめぐるハゲシイ戦いがありました。

それは七月のある日、いつもの鳩夫婦が子育てを終える頃、見慣れぬ鳩が一羽、このペランダを偵察に来るようになりました。最初のうちは夫婦が留守の時に姿を見させていたのですが、ある日、夫婦がいる時にやっつけてきて

平然と隣にとまったのです。この鳩、カラダは大きく目はスルドく、見るからにツヨク、ツヨクです。勿論夫婦はビクッリ。目を丸く(いつもそうですが)して気もそぞろ、「あい

つは誰だ、オマエが呼んだのか」「いいえ、ワタシあんなオトコ知らないわ。それにしても大きくてツヨク。ネエー、アナタだいじょうぶ?」「バカ言うんじゃない、オレだって!」

この日は無事におさまりましたが、数日後、大男はキレイなメスを連れてのりこんできました。亭主はうしろに奥方を、大男はうしろにキレイなメスを、それぞ

れ従えてのニラミ合いがしばらく続いた後、「ペランダ」と「愛の巢」を守るため勇を奮った亭主が大男に打ちかかりました。手摺りの上を三歩ほど横歩きしてそばに行くと、片方の翼を持ち上げて、大男のカラダを「ビシヤッ」とたたいたのです。すると大男も同じように翼を持ち上げ「ビシヤッ」とたたき返しました。

しずつ後ずさりを始め、とうとう夫婦ともども逃げ出してしまいました。その後二度ほど戦いをいどんだのですが、結局「ペランダ」は大男たちに取られてしまいました。彼らは「ペランダ」が自分達のモノになると、セッセと小枝を運んできて巢を補修し、やがてタマゴを生みました。キレイなメスがタマゴをだしている時、「ペランダ」を取られた亭主が

ペランダをめぐるたたかい

土方 晃(理事)

ので、翼(手)でたたき合うとはヒトナミだと感心してしまいました。ただし、片方が相手を一方的にたたき合うとはなく、必ず交互にたたき合うところがヒトと違う点でしょう。

「このヤロウ、出て行け」「オマエこそトットとあきらめろ」「ビシヤッ」「ビシヤッ」「ビシヤッ」「ビシヤッ」。何度かたたいたりたたかれたりしているうちに、亭主は少

「未練たつぶりの態で様子を見に来たこともありませんが、あきらめたのでしよう、近頃はとんと姿を見せません。あの夫婦はどこでどうしているのやら。かわりの愛の巢は見つかっただろうか。ペランダを取られたのが原因で、奥方にアイソをつかさねたのではないかしら。一年以上付き合ってきた連中だけに、何やら気掛かりなこの頃です。(後日談…何の因果か、大男達のタマゴはふ化しませんでした。)

陳情書 要望書 意見書

嵯山の貴重植物の盗掘問題に関する意見書

一九九二年八月七日

北海道知事 横路 孝弘様

北海道営林局長 原 喜一郎様

(社)北海道自然保護協会

会長 小暮 得雄

本年六月中旬、嵯山(きりぎしやま、標高一、〇五七m、富良野芦別道立自然公園、上芦別営林署管内)において、同山に限られたキリギンソウが多量に盗掘され絶滅が危惧されるということが大きく報道されました(毎日新聞六月十二日朝刊および北海タイムス六月十三日朝刊)。貴重植物の盗掘問題など野生植物保護の一般論は別として、嵯山の貴重植物は緊急に効果的な対策を講じないと、いつそこの荒廃が憂慮されますので、下記のとおり、嵯山の植物相の価値を述べた上で早急な自然保護対策を講ぜられるよう要望いたします。

記

1 嵯山の植物相の価値

キリギシソウ (*Callianthemum*

sachalinense subsp. *kirigishense*)

は、分類学上サハリンのカラフトミヤマイチゲ (*C. sachalinense*) の亜種に位置づけられ、世界でも夕張山地の嵯山に限られた高山性石灰岩植物である。これらを含むキンポウゲ科キタダケソウ属は、日本ではキリギシソウの外、ヒダカソウ (*C. miyabeannum* : アポイ岳) とキタダケソウ (*C. hondense* : 本州北岳) の計三種しかない。しかも日本近隣のキタダケソウ属植物はすべて隔離的に分布して個々の山岳に固有になっており、希少な高山植物の中でも最も特筆すべきものといえる。

嵯山は、標高六〇〇mから山頂まではほぼ南北方向約二kmにわたって石灰岩が露出した岩峰である。石灰岩岩壁とその直下の崩壊地は、土壌が未熟で石灰岩である地質の影響を直接受けるといふ植物にとって特殊な立地環境となる。これと深く関係して嵯山の植物相 (ある地域の植物目録) は、比較的低標高にあり決して高山帯に達していないにもかかわらず希少な高山植物と高山性石灰岩植物を多数含み、逆にほぼ亜高山帯にありながらススキ、スズランなどの温帯植物を含む特徴がある。中でも北海道では少数の山岳に限られて隔

離的に分布する高山植物のウラジロキンバイ、キンロバイ、ハゴロモグサ、ミヤマハンモドキ、トチナイソウなどと、北海道固有の高山性石灰岩植物であるキリギシソウとオオヒラウスキソウの出現が特記される。嵯山は、北海道でも特異で固有種が豊富な植物相を有する山岳として、大雪山、アポイ岳、夕張岳、大平山、礼文島などと遜色なく世界に誇るべき価値を持っている。

2 嵯山における植物相の荒廃と早急な対策の必要性

嵯山は自然公園法による「富良野芦別道立自然公園(特別地域)」に含まれ、森林法による「高山植物保護林」に指定されている。法律的には高山植物等の採取は強く規制されているはずであるけれども、上記の貴重植物はプロの山草盗掘者による大量盗掘と、少量でも積み重ねられて大きな影響を与える登山者による盗掘が続く、個体数を激減させたものが多い現状である。特にラン科植物、オオヒラウスキソウ、ミヤマビャクシン(シンバク)の減少が著しく、今回の盗掘によって元来個体数が少なかった固有植物キリギシソウが絶滅に瀕してしまった。また貴重植物が咲く石灰岩崩壊地への多量の登山者の入り込みにより、しつかりとし

た踏み分け登山路ができている。このままでは嵯山の植物相の特徴となる貴重植物が失われてしまう危険性に拍車がかかることになる。

嵯山の植物相荒廃の直接的原因は盗掘・販売である。同時にそれを止めさせることができない法律的な欠陥と不十分な公園管理体制が問題である。他方、間接的原因として嵯山へのアプローチの容易化、すなわち林道の延長が関係し、林道の施設がなされずに林道入口で入林・登山届を書くだけで無断でも入林できる不十分な林道管理が関係すると指摘できる。道立自然公園を管理する北海道には、一般的な野生植物保護の法律制定と平行して、具体的に絶滅種が生じる自然公園を生み出さないように公園管理を徹底していただきたい。それには、北海道とこの地域を所有し林道と高山植物保護林を管理する固有林当局が対策に関して協議し、早急な具体策を立てることが必要である。林道は貴重な地域にまで無制限に解放するのは問題と思われるので、例えば、登山者が多い土曜日と日曜日だけ解放して登山者間での相互監視を期待し、一方でプロの盗掘者が多い平日には施設して面倒でも登山には上芦別営林署での入林承認とするような対策が効果的と思

われる。さらに、一般登山者には嵯山の植物の貴重性と緊急な対策の必要性を理解していただかなければならない。日本では野生植物の保護に関して諸官庁の諸法規を統括し、実効性を持つ基本法がない現状であるが、その実現がある前に絶滅する植物が多であるような事態となつてはならない。今は、いろいろな立場に分かれた多くの人々が野生植物保護に関する共通認識を持って個別の努力が必要な段階にある。このような中で、嵯山の植物に対して多くの立場の人々が協力して早急な対策をとられることを切に願うものである。

アポイ岳の歩道設置に関する意見書
一九九二年八月十日
北海道知事 横路 孝弘様

(社)北海道自然保護協会
会長 小暮 得雄

この度、アポイ岳中腹に「冬島地区多目的保安林総合整備工事」として歩道が整備されましたが、それは下記のとおり自然保護の上で憂慮すべき問題点を含んでいると思われまます。今後の対策に関する意見を述べさせていただきますので、必要な対策を講ぜられるよう要望いたします。

1 アポイ岳の植物の価値

アポイ岳の山頂・山稜域では、周知のように、アポイカンバ、ヒダカトウソウ、アポイキンバイ、ヒダカトウヒレンなどのアポイ岳に固有な高山植物・超塩基性岩植物とシリビヤクシン、キンロバイ、ミヤマハンモドキ、エゾコオゾリナなどの希少な高山植物、そしてコハマギク、ケトダシバ、ススキなどの海岸性または温帯性の植物が混生し、極めて特異な種組成（構成種の組合せ）を有する草原が成立する。それは、カンラン岩（超塩基性岩）である地質と沿岸域の局所的寒冷気候が複合した特異な環境と関係すると理解されている。従って、アポイ岳の山岳上部は、世界に誇る貴重性を有する地域として国の特別天然記念物「アポイ岳高山植物群落」に指定されている。

他方、その中腹と山麓域では、隔離分布するキタゴヨウと特殊な環境に生育するアカエゾマツが主となる針葉樹林が成立する。この森林域は自然公園法による「日高山脈襟裳国定公園」と森林法による「保安林（道有林）」に相当するに過ぎず、山頂・山稜域と比較して法的に下位に位置づけられてその価値が十分周知されていない。しかし、この森林域は、

上記特別天然記念物の緩衝帯であると同時に、それ自体がカンラン岩岩塊堆積地であることと関係して林床でシロバナシヤクナゲ、エゾムラサキツツジなどのツツジ科低木種が優勢で、しかもハイマツ、ミヤマビヤクシンなどの高山植物や北海道で北限をなす南方系の植物が比較的多数混生する特徴があり、近隣の国指定天然物「幌満ゴヨウマツ林」とともに極めて貴重である。

2 歩道設置の問題点

まず第一に今回設置された歩道は、既に設置されている登山路の四合目まで別のルートを設けたもので、アポイ岳の中腹を周回できる目的があったと思われるが、上記の森林域の貴重性と登山路の目的からすれば、この歩道の必要性そのものがきわめて疑問である。第二に、この歩道は、のり面が大きく切り取られて林道並に工事されている。古い作業道を利用したものであるとしても、何故、新たにのり面を広く切り取ったのか、アポイ岳の森林の貴重性に対して余りにも無節操で大規模な工事である。この点は林冠を排除（伐採）した道路と同様に周辺森林への影響が大いに危惧されるものである。第三に、外来種またはアポイ岳に自生していない種がのり面に多

く植栽されている。張り芝に利用した外来牧草の外、エゾノコリンゴ、ズミ、ヒメリンゴ、サワグルミ、カシグルミ、マルスグリ、フサスグリ、ヤエザクラなどの移入種は元来生育していなかった歩道周辺で増加する可能性もある。また、アポイ岳自生種であるハイマツ、ミヤマビヤクシン、マルバシモツケ、タカネナナカマド、エゾムラサキツツジ、ヤマツツジ、ムラサキヤシオ、エゾヤマザクラ、ナナカマド、ホザキナナカマド、ナワシロイチゴ、クマイチゴ、クロイチゴ、イタヤカエデ、ヤマモミジ、ハウチワカエデ、ヤマグワ、ウダイカンバ、ミズナラなどが植栽されている。しかし、これらは自生種であるといっても本来の産地が不明で遺伝子給源が異なる個体群であり、増加して周辺の元来自生していた個体群と交雑してしまう危険性が大きい。例えばマルバシモツケにはアポイシモツケと呼ばれる型を

含んでおり、アポイ岳では種ごとに特異な遺伝子給源を有すると考えられる。従って、特にハイマツ、ミヤマビヤクシン、タカネナナカマド、マルバシモツケなどの特別天然記念物地域に多い植物の植栽は、歩道が設置された地域だけではなく特別天然記念物域へ影響してアポイ岳の植

物（遺伝子給源）の特色を失わせることが大いに危惧される。

3 今後の対策

今回の工事については、行政的な手続き上の問題はなかったかもしれない。しかし、世界的に特異な植物的価値を有したアポイ岳に対して、上記の問題を包含したまま見過ごすことはきわめて不適切といわざるを得ない。これは極めて貴重な特別天然記念物周辺の自然公園の利用に都市公園的な発想を導入した点で基本的に大きな誤りがあったと考える。

今後の対策としては、まず植栽された植物をすべて撤去すべきである。のり面には当地に由来する植物を植えるか、自然のままに帰化植物が侵入しないようにして自生種が定着するのを待つような緻密な管理が必要である。現状では歩道の利用を一旦中止にして上記の問題解決が先行すべきであると考える。

千歳川放水路計画の予算を付けないよう求める要望書

一九九二年八月三十一日

大蔵大臣 羽田 孜棟

(印)北海道自然保護協会

会長 小暮 得雄

北海道開発局の石狩川治水計画の一つである千歳川放水路計画は、道

の策定した「北海道自然環境保全指針」で、すぐれた自然地域に指定され、また、渡り鳥の重要な中継基地としての日本野鳥の会のバードサンクチュアリや、ラムサール条約の登録指定地を含んでいる美々川・ウトナイ湖流域の、貴重な原生的自然景観と、その生態系を破壊するばかりでなく、農業や漁業にも重大な被害をおよぼし、さらには、一九九三年六月に釧路でラムサール条約国際会議が開催されることから、国際渡り鳥保護条約の遵守といった国際信義上の義務に疑念を生じせしめるものであります。

治水対策は既存の河川を利用すべきであるが、千歳川は川幅一七〇m程で改修がほとんど行われておらず、これを放置して、異なる流域に川幅三〇〇～四〇〇m、延長三八・五km（千歳川は、改修すれば二十五km）もの巨大排水路を新たに造り、しかも、千歳川を三十二kmにわたって逆流させるのは、自然の摂理に反し、著しく合理性を欠くものといわざるを得ません。

以下に千歳川放水路に関する問題を点を列記するとともに、当該予算を付けないよう強く要望いたします。

記

1 関係諸団体の反対

日本自然保護協会、日本野鳥の会、地元の自然保護団体・市民団体、苫小牧市、早来町、農業・漁業関係者、などから反対や疑問の声が出ており、いまだに理解と協力が得られる状態にはない。

2 自然環境の破壊

美々川・ウトナイ湖の水源である地下水脈を断つため、湿原が乾燥化し、その自然生態系を破壊する。

3 農業の被害

農地などの陸地が失われる苦しみや損失のほか、オホーツク海高気圧などからの冷風の吹き込みや、海霧の侵入、川霧の発生などにより、冷害を拡大させる恐れがある。

4 漁業の被害

大量の淡水や汚濁水の放流により、ホタテ、ホッキ、サケ、スケトウダラなどの魚介類に致命的影響を与える。また、千歳川の締切り水門や逆流により、サケ・マスふ化事業や石狩川のサケ・マス漁に致命的打撃を与える。

5 掘削土砂の処理と費用

関西新空港の埋め立てに匹敵する膨大な掘削土砂の処理について、低地の埋め立ては、氾濫域の狭小化による新たな水害の発生を招き、また、農地に利用するのは、その土造りの困難性からみて非現実的であるな

ど、開発局の計画には問題が多く、その処理法が確定したとはいえない。千歳川の逆流に伴う種々の千歳川の改修費用と合わせ、開発局の発表した予算は大幅な上積みが必要である。

6 代替案と費用

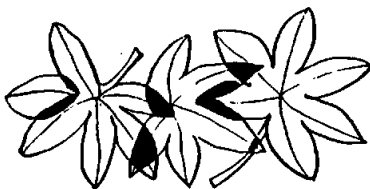
千歳川放水路の費用を代替案にかけるならば、同等の効果を上げることができる。千歳川放水路は千歳川流域の治水対策であるが、石狩川の計画洪水量一八、〇〇〇t/Sの内、僅か一、〇〇〇t/Sを調整するに過ぎない。それに対し代替案は、石狩川の治水対策をも兼ねており、その効果は石狩川本流沿いを中心に広範囲に及ぶ。

7 代替案

石狩川河口部のショートカット、千歳川合流点の改修と背割工、月形・望来放水路、千歳川の改修（ショートカット、遮水壁による堤防強化）、遊水池・遊水地域および排水機場の整備、などのほか水源かん養林の整備、土地利用の改善、避難・救助対策の整備といったものである。

8 自己流域内処理の原則を無視

千歳川流域の水源かん養林の大規模伐採による数十箇所ものゴルフ場（自助努力の欠落）、他流域住民との紛争発生、無用の自然環境破壊。





(会場記載のないものは事務所で実施・敬称略)

第一三二回理事会

一九九二年五月二十三日

出席者 小暮、鮫島、俵、今村、紺谷、中野、福地、柳沢、小野、熊木、林、土方、三浦(十三名)

報告

一、審議会委員と協会理事との兼職問題について

第七回拡大常務理事会で取り纏められた協会の姿勢を確認し、了承された。

議題

一、入会者の承認について

A会員二十八名、B会員一名、学生会員四名、団体会員二の入会が承認された。

二、サホロ・リゾート問題について

担当理事からの報告にもとづき、意見書を作成、提出することになった。

三、テン・ヤマドリ及びコウライキジの捕獲禁止区域設定について
道の公聴会において「捕獲禁止区

域を引き続き延長する」案に賛成する意見を述べることが決った。

四、雪だるま基金について
さしあたり利息相当分を運用することが承認された。

五、砂蘭部岳スキー場開発について
協会としてどう対応するか、担当理事を決め検討することになった。

六、道々士幌然別湖線のアピールについて

総会の追加議題として提出することが決った。

第一三三回理事会
一九九二年五月二十三日

出席者 小暮、鮫島、俵、紺谷、中野、福地、市川、江部、大館、熊木、佐藤、伊達、畠山、林、土方、三浦(十六名)

議題 会長、副会長及び常務理事の選出について

会長に小暮理事、副会長に鮫島・俵両理事が選出された。常務理事は次回理事会で選出することとした。

第一三三回理事会

一九九二年六月六日

出席者 俵、鮫島、市川、江部、大館、小田島、熊木、紺谷、伊達、寺島、中野、畠山、土方、平井(十四名)

議題

一、入会者の承認について
A会員五名、B会員一名、団体会員一の入会を承認した。

二、常務理事の選出について
熊木、紺谷、中野、畠山、福地の五氏が常務理事に選出された。

三、「リゾートを考える全道集会」の共催依頼について

主催者に加わることが決った。

一九九二年度第一回拡大常務理事会
一九九二年七月六日

出席者 鮫島、俵、熊木、紺谷、畠山、福地、江部、小田島、小野、佐藤、土方(十一名)

議題

一、千歳川放水路問題への今後の取り組みについて
担当理事より今後の活動計画が提案された。

二、土幌高原道路問題について
担当理事より今後の方針が提案され、検討された。

三、アポイ岳の登山道工事及び植林について

いくつかの問題点が指摘され、保全のための要望書の提出が決った。

四、峠山のキリギンソウ等の大規模盗掘問題について

関係官庁に要望書を提出すること

が決った。

六、サホロ・トマムリゾートシンボジウムへの予算措置について
主催者の一人として助成金を支出することが決った。

(抄)

新会員紹介

92・6・7、92・8・22現在

【個人A会員】

- | | |
|---------|-------|
| 芳賀耕一 | 山崎公子 |
| 石沢元勝 | 小林仙吾 |
| 須佐史信 | 北原堯 |
| 板垣義正 | 四釜直昌 |
| 小幡優市 | 久松昭治 |
| 北潟谷仁 | 金山裕子 |
| 保坂隆昭 | 佐渡允 |
| 吉田二葉 | 山野井瑞穂 |
| 宮前昌浩 | 弘中誠人 |
| 若森邦保 | 松尾武芳 |
| 松下敏夫 | 平松賢次 |
| 鷺巢俊誠 | 長谷川充 |
| 田端久美子 | 坪谷万里子 |
| 清水道隆 | |
| 【個人B会員】 | |
| 清水英子 | 石沢由紀子 |
| 小林千鶴子 | 平松もなみ |

(敬称略)

「自然保護講座」を 道南で開催

ご好評をいただいています「自然保護講座」を道南の厚沢部町で開催いたします。道南の皆様、どうぞふるってご参加下さい。

日時 十月三十一日(土)午後二時
場所 厚沢部町立図書館研修室

厚沢部町新町二三四—一
(☎四一三四三六)

内容 『自然保護講座パートI』より

・「北海道の自然史」 小野 有五

(北大環境科学研究科教授)

・「緑の文化史」 俵 浩三

(専修大北海道短期大学教授)

会費 資料代千円(町民は無料)

定員 五十名

申込方法 十月二十六日までに協会

宛お申し込み下さい。

(☎二五一—五四六五)

◎「自然保護講座」の地方開催をも

う一回予定しております。設定し

て下さる地方の会員がおられます

たらご連絡下さい。

◎年が明けましたら「パートII」と

して、前回同様五週連続の講座を

企画しております。

(講座担当 福地郁子)

観 察 会

「晩秋の円山—植物ウォッチング」

日時/十月二十五日(日) 十時から

集合/九時五十分、地下鉄円山駅

バス待合所

講師/佐藤 謙(北海学園大学教授)

参加費/三〇〇円(一家族何人でも

五〇〇円)・会員は無料

定員/四十名

申込/十月二十三日までに協会事

務局宛お申し込み下さい。

(☎二五一—五四六五)

寄 付 金

小原流

二〇、〇〇〇円

河原建治

五、〇〇〇円

松井浩

二、〇〇〇円

☆ありがとうございます。 (敬称

略)

寄 贈 図 書

寄贈者 札幌の自然を守る会

・身近な森林なくしてもよいのか

寄贈者 北海道

・タンチョウ生息地特別調査報告書

寄贈者 大西 勲

・北海道の樹木図鑑(佐藤孝夫著)

・北海道きこの図鑑(高橋郁雄著)

・北海道キャンプ場ガイド(廣瀬誠

著)

寄贈者 八木健三

・地球サミットへの提言(日本科学

者会議レポート)

・「立山連峰の自然を守る会だより」

総集編

寄贈者 財)日本野鳥の会

・放水路はいらない!(千歳川放水

路計画に対する意見他)

寄贈者 財)日本自然保護協会

・世界遺産条約資料集1991・1992

・世界の生物の多様性を守る

・第一回PRO NATURAヒロシマ

—現地視察報告

NC編集室より

・このたび、土方、江部、熊木の三

名がNCの担当となりました。こ

れからも皆様のご協力をお願い

いたします。

・次号は十一月二十日原稿締め切り

十二月末発行の予定です。皆様

からの投稿をお待ちしています。

事務局より

会費納入については日頃ご協力を
いただいておりますが、本年度の納
入状況が例年に比べ大変悪く苦慮し
ております。

未納の方は至急納入下さいますよ
うお願いいたします。

個人A会員 四、〇〇〇円

個人B会員 二、〇〇〇円

(A会員と同一世帯の会員)

学生会員 二、〇〇〇円

団体会員 一口 一〇、〇〇〇円

〔会費納入方法〕

郵便振替口座 小樽一四〇五五

北海道拓殖銀行本店 〇一七二五九

(普通)

北海道銀行本店 一〇一四四四

(普通)

一九九二年十月八日

〒札幌市中央区北三十四一 加森ビル5 六階

発行所 財)北海道自然保護協会

電話(〇一一)二五一—五四六五

発行人 小 暮 得 雄

印刷 財)北海道機関紙印刷所

この紙は再生紙を使用しています